別紙　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果について

※紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。なお、本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、経済産業省の考え方は示しませんが、承っております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	今回の受験手数料改正案及び口述試験を廃止する改正案に賛成。他方で、口述試験制度では、中小企業診断士として求められるスキルのうち、「話す」スキルを測る場でもあり、社会人としてのマナーや中小企業診断士としての経営者の前での振る舞いを見る趣旨もあったのではないかと考えられる。そのため、今回の廃止に伴い、試験に合格した中小企業診断士の質を担保する観点から、試験合格後に、これらのスキル等についての統一的な研修等があってもよいのではないか。	中小企業診断士の登録については、第二次試験合格後の中小企業に対する診断助言業務への従事又は登録実務補習機関が行う実務補習の受講が要件となっています。そのため、口述試験廃止後にあっても、こうした機会を通じて中小企業診断士に求められる助言スキルの確認・向上を図ることが可能であると考えていますが、頂いた御意見も踏まえつつ、中小企業診断士試験制度の適切かつ効率的な運営に向けて、引き続き検討してまいります。
2	口述試験を廃止する改正案に賛成。論文式試験のような採点者に掛かる負荷が大きい試験についても廃止し、試験運営のコストを削減すべき。	第二次試験のうち筆記試験については、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例について中小企業診断士に求められる応用能力を有するかどうかを判定することを目的としていることから、中小企業診断士に求められる学識について多数選択式又は短答式による筆記の方式で行う第一次試験とは異なり、短答式又は論文式による筆記の方式により行うことが必要と考えていますが、頂いた御意見も踏まえつつ、中小企業診断士試験制度の適切かつ効率的な運営に向けて、引き続き検討してまいります。
3	口述試験を廃止する改正案に賛成。一方、受験手数料改正案については、受験手数料総額が高額であり、第一次試験及び第二次試験を合わせて上限2万円程度が妥当な水準ではないか。また、改正趣旨において中小企業診断士の総数拡大を図る観点であるとしているが、診断士試験の合格者は都市部に集中しており、地方での知名度は非常に低いと思われることから、他の国家試験のように地方で受験できる会場を増やせば受験者数が増え、知名度も向上するのではないか。第二次試験は学習時間と結果が必ずしも比例しない試験内容であると思われるため、第二次試験の試験内容そのものについても見直しを検討してはどうか。	受験手数料は、中小企業支援法施行令において、実費を勘案して定めることとされており、改正案においては、試験の実施に当たっての臨時的経費や、会場費などを含む経常的経費の増加を踏まえ、中小企業診断士試験の第一次試験及び第二次試験それぞれについて、引き続き安定的に実施するために必要となる受験手数料を定めるという観点から見直しを行ったものです。また、第二次試験のうち筆記試験については、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例について中小企業診断士に求められる応用能力を有するかどうかを判定することを目的に短答式又は論文式による筆記の方法により行うことが必要と考えていますが、頂いた御意見も踏まえつつ、中小企業診断士試験制度の適切かつ効率的な運営に向けて、引き続き検討してまいります。
4	第一次試験と第二次試験の受験手数料を実質的に逆転させる改正案には反対。第一次試験受験者総数に対してのコストだけを考慮したものであり、試験への負担軽減や診断士の総数拡大を図る観点には合致しないのではないか。第二次試験を受けるには第一次試験を合格する必要があるが、第一次試験には科目合格制度はあるものの、合格した第一次試験の行われた年度の初めから三年以内に第一次試験を受ける場合のみ当該一部科目を免除するという制度であることから、年数経過に伴い、通常、第一次試験受験への熱意は減少していくと考えられる。そのため、現行の制度を維持しつつ、口述試験を減らした分をそのまま第一次試験に増額負担させるという改正案は、診断士の総数拡大を図る観点からは望ましくないのではないか。仮に、口述試験を廃止し、受験手数料について政令に定める上限の中で調整を行うのであれば、第一次試験、第二次試験ともに同額の16,150円とする方が妥当ではないか。また、受験者負担を考慮するのであれば、近年の急増したインバウンド需要による東京を始めとした大都市部での宿泊費高騰を踏まえ、地方の受験会場を増やすなど、遠方からの受験者の交通費、宿泊費負担を軽減するための方策と合わせ、合格した第一次試験の一部科目の受験を免除できる期間の延長も検討いただいた上で、本改正の実行に至ってもらいたい。	受験手数料は、中小企業支援法施行令において、実費を勘案して定めることとされています。一方で、中小企業診断士試験の収支については、受験手数料が新型コロナウイルス感染症対策、令和5年度台風6号に伴う第一次試験の再試験の実施といった臨時的経費や、人件費や会場費の高騰といった経常的経費の増加を反映したものになっていないことにより、特に第一次試験の収支において累積赤字が積み上がっていることから、中小企業診断士試験の第一次試験及び第二次試験それぞれについて、引き続き安定的に実施するために必要となる受験手数料を定めるという観点から見直しを行ったものであり、口述試験の廃止に伴い第一次試験の受験手数料を増額させたものではありません。また、口述試験の廃止に伴い、第二次試験受験に伴う受験者の負担は軽減されることになると考えています。三年以内に受験科目の全てを合格することで第一次試験合格とする科目合格制は、中小企業診断士の総数の拡大のため受験しやすい制度とすることを目的に平成18年度から導入したものですが、頂いた御意見も踏まえつつ、中小企業診断士試験制度の適切かつ効率的な運営に向けて、引き続き検討してまいります。
5	口述試験を廃止する改正案には反対。現状の第一次試験や第二次試験の筆記試験の内容は、中小企業診断士に求められる基本知識だけではなく、実務に直接関係しないような特定の情報を知っているかどうかという点に偏った内容であるように見受けられるため、制度を見直すならむしろ口述試験の内容を充実させるという方針が適切だと考える。また、受験手数料改正案、特に、第一次試験の受験手数料を値上げするという内容についても反対。どのような理由で値上げを検討されているのか、資料からは必ずしも明らかではないが、国家機関やそれに属する予算で運営される事業は基本的に営利目的ではないはずであり、たとえ昨今物価が高くなっているとしても、これほどの値上げをする理由に直接はつながらないのではないか。さらに、第一次試験と第二次試験の受験手数料のバランスについても、第一次試験の金銭的なハードルをより高めるというのも、適切な理由が示されていない限り不合理だと感じる。口述試験を廃止するのであれば、試験制度全体を簡略化し、受験手数料も値下げすれば良いのではないか。	現行の中小企業診断士試験は、第一次試験は中小企業の診断及び助言を実施するための基礎となる幅広い知識を試験するもの、第二次試験のうち筆記試験は中小企業の診断及び助言に関する実務の事例について中小企業診断士に求められる応用能力を試験するもの、口述試験は助言スキルを試験するものとして平成13年度から実施しています。また、中小企業診断士の登録については、第二次試験合格後の中小企業に対する診断助言業務への従事又は登録実務補習機関が行う実務補習の受講が要件となっており、口述試験廃止後にあっても、こうした機会を通じて中小企業診断士に求められる助言スキルの向上を図ることが可能であることを踏まえ、受験者の試験への負担軽減、試験実施に係る経費削減及び試験プロセスの効率化の観点から、口述試験を廃止するものです。また、受験手数料は、中小企業支援法施行令において、実費を勘案して定めることとされているものの、中小企業診断士試験の収支については、受験手数料が新型コロナウイルス感染症対策、令和5年度台風6号に伴う第一次試験の再試験の実施といった臨時的経費や、人件費や会場費の高騰といった経常的経費の増加を反映したものになっていないことにより、特に第一次試験の収支において累積赤字が積み上がっていることから、中小企業診断士試験の第一次試験及び第二次試験それぞれについて、引き続き安定的に実施するために必要となる受験手数料を定めるという観点から物価上昇率や累積赤字等を勘案し、試験の安定的な実施のために必要となる受験手数料を試算した上で見直しを行ったものであり、これらの検討に係る資料については、中小企業経営支援分科会（第41回）の資料として公表しておりますが、頂いた御意見も踏まえつつ、中小企業診断士試験制度の適切かつ効率的な運営に向けて、引き続き検討してまいります。